

第4章

作業に関する Q&A

Q4-1. 作業計画とは何か。必ず作成しなくてはならないのか。

【A4-1】

アスベスト建材の除去等を行う場合は、事前調査の結果を基に、作業の方法や工程等について作業計画を作成する必要があります。

実際の作業は作成した作業計画に沿って行ってください。またアスベストの除去が完了した際には、発注者（施主）への書面での報告が必要になるため、作業中は記録（写真や動画が望ましい）をとっていく必要があります。発注者への作業結果の報告については Q4-6 をご覧ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第16条の4 第1項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.102-105

Q4-2. 作業計画のフォーマットはあるか。

【A4-2】

作業計画についてのフォーマット（雛型）はございません。Q4-3の事項を記載し、計画の作成をお願いします。

Q4-3. 作業計画の記載事項について教えてほしい。

【A4-3】

作業計画に記載しなければならない事項は以下の通りです。

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所（法人の場合は、代表者の氏名）
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 特定粉じん排出等作業の方法
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第16条の4 第1項、第10条の4 第2項

Q4-4. 作業計画について、川崎市に報告は必要か。

【A4-4】

工事の規模や要件によっては、作業計画を添付した作業実施の届出が必要になる場合があります。

吹付け石綿や石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている場合は特定粉じん排出等作業実施届出書が必要です。また建築物の解体工事で、延べ床面積が 80 m²以上の建築物かつ建築物石綿含有成形板等や石綿含有仕上塗材が 500 m²以上使用されている場合は石綿排出等作業実施届出書が必要となります。詳しくは Q3-1 をご覧ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第 18 条の 17

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 第 62 条の 11

Q4-5. 作業基準の掲示板について教えてほしい。

【A4-5】

アスベストの除去等工事を行う場合は、作業基準の掲示板が必要となります。掲示は特定工事の期間中に設置が必要です。また掲示の際は、A3 以上の大きさで、周りの方から見やすい場所に掲示する必要があります。

特に様式は決まっていますが、川崎市ホームページにフォーマット（雛型）を掲載しています。大気汚染防止法におけるアスベスト関連の掲示板は、①事前調査結果の掲示板（Q2-16 参照）、②作業基準の掲示板の 2 種類あり、川崎市ホームページで掲載しているフォーマットはこの 2 種類を 1 枚にまとめたものとなっています。同じ場所に記載例も載せていますので、ご利用ください。

川崎市「【アスベスト関係】届出様式、届出書作成ガイド及び必要な掲示板」

URL：<<<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000016948.html>>>

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 第 16 条の 4 第 2 項



Q4-6. 作業結果の記録について教えてほしい。

【A4-6】

特定工事の元請業者又は自主施工者は、アスベストの除去等作業が完了した際に、除去作業の完了の確認をする必要があります。確認は必要な知識を有する人（Q4-7 参照）がする必要があります。そして、元請業者は発注者（施主）に書面で結果を報告しなければなりません。

また特定工事の元請業者又は自主施工者は、アスベストの除去作業の記録を作成し、発注者への報告書面、除去完了の確認を行った者が必要な知識があることを証明する書類と共に、特定工事の終了した日から3年間、保存する必要があります。保存の際は PDF 等の電磁的記録を使い保存することもできます。

発注者への報告や記録の保存が必要になることから、除去作業中は写真や動画等による作業状況や、資材・機材の点検の記録をとるようにしてください。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第 18 条の 23

環水大大発第 2011301 号 P.16-18

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.243-244

Q4-7. アスベストの除去作業が完了した際の確認は、誰に行わせればよいのか。

【A4-7】

アスベストの除去作業が完了した際の確認は、以下の必要な知識を有する人が行う必要があります。

建築物の工事の場合	・調査者等（Q2-6 参照） ・石綿作業主任者
工作物の工事の場合	・石綿作業主任者

関係法令・参考：環水大大発第 2011301 号 P.17,21

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.235-238

Q4-8. 作業結果の発注者への報告事項について、教えてほしい。

【A4-8】

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了した際には、結果を遅滞なく、発注者に書面で報告しなければなりません。建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルに様式例があります。報告事項は以下の通りです。

- ・ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ・ 特定建築材料の除去又は囲い込み等の完了の確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の23

環水大大発第2011301号 P.16-18

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.243-244

Q4-9. 作業結果の記録の保存事項について、教えてください。

【A4-9】

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定工事が終了した日から3年間、作業結果の記録を保存する必要があります。保存事項は以下の通りです。

- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施状況
- ・ 特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を行った年月日、確認の結果、確認を行った者の氏名
- ・ 吹付け石綿等の切断等を伴う作業を行った場合は、負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認、隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出・飛散のおそれがないことを確認した年月日、確認の方法、確認の結果

また次の書類の写しも併せて保存をお願いします。

- ・ 特定建築材料の除去又は囲い込み等の完了の確認を行った者が当該作業を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し（資格証明等、Q4-7 参照）
- ・ Q4-8 の発注者への説明書面の写し（元請業者の場合）

作業基準を守って作業していることが確認できるように、写真や動画等による記録をお願いします。また、作業の途中で作業計画に変更があった場合は、その変更の内容も記録してください。

関係法令・参考：大気汚染防止法 第18条の23

大気汚染防止法施行規則 第16条の15、第16条の16

Q4-10. 作業結果について、市に報告は必要か。

【A4-10】

特定粉じん排出等作業実施届出書や石綿排出等作業実施届出書を提出している場合は、特定粉じん排出等作業の完了後に川崎市に対して、作業完了報告書の届出が必要となります。必要な届出については、Q3-1を参照ください。

期限は特定粉じん排出等作業の完了から30日以内となります。届出の提出期限日が市役所の閉庁日の場合は、翌開庁日が提出期限となります。届出の提出期限については、Q3-5を参照ください。

Q4-11. 吹付け石綿や石綿を含有する断熱材等の封じ込めや囲い込みを行う場合、負圧養生は必要か。

【A4-11】

吹付け石綿の封じ込めを行う工事の際、負圧養生が必要となります。また吹付け石綿の囲い込みもしくは石綿を含有する断熱材等の封じ込めや囲い込みを行う工事の際、切断等（切断や破碎、振動等といったアスベストの飛散するおそれのある場合）を伴う場合は、負圧養生が必要となります。切断等を伴わない場合でも、隔離養生が必要となります。

建築物の改造・補修の際の封じ込めや囲い込みに関しては、工事の規模や、アスベスト建材の劣化状況等によっては不適合となる場合があるため、事前に工事内容について環境対策推進課にご相談ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の6の項、1の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.78、164-167

Q4-12. 石綿を含有する断熱材等を除去する場合、負圧養生は必要か。

【A4-12】

大気汚染防止法では、かき落としや切断、破碎等を伴わない除去の場合は隔離養生と湿潤化をもって、除去を行うことが可能ですが、川崎市では飛散防止の観点から、負圧養生やグローブバッグによる工事を推奨しております。アスベスト部分の劣化の無い配管保温材の場合は非石綿部カットによる除去も考えられます。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の1の項、2の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.161-163

Q4-13. 石綿含有成形板等（けい酸カルシウム板第1種を除く）の除去方法について教えてください。

【A4-13】

石綿含有成形板等については、原則切断や破砕等を行わず、クギやボルト等の固定具を外すなどして、手作業で原形のまま取り外してください。工事の状況等により原形のまま取り外すことが難しい場合は、飛散の無いように建材や切断面等を散水等で湿潤化し、手作業で除去してください。

特に屋根材を上から落として割っている事例が散見されますので、作業方法はしっかり守っていただきますようお願いいたします。

けい酸カルシウム板第1種の除去方法については Q4-14 をご覧ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の4の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.177,182

Q4-14. けい酸カルシウム板第1種の除去方法について教えてください。

【A4-14】

石綿含有成形板等のうち、けい酸カルシウム板第1種（以下、ケイカル1種）についても、原則切断や破砕等を行わず、手作業で原形のまま取り外してください。

ケイカル1種は他の石綿含有成形板等と比べて、切断等の際にアスベスト繊維が飛散しやすいため、工事の状況等により原形のまま取り外すことが難しい場合は、湿潤化に加え、隔離養生（6面養生）が必要となります。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の4の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.177,183

Q4-15. 石綿含有仕上塗材の除去方法について教えてほしい。

【A4-15】

仕上塗材の除去を行う場合は原則として湿潤化を行う必要があります。湿潤化には剥離剤の使用も含まれます。また電動工具（ディスクグラインダー等）を使用する場合は、湿潤化に加えて隔離養生（6面養生）が必要となります。

●剥離剤を用いた工法の場合

剥離剤を使用する場合、法律上は養生の義務はありませんが、川崎市では飛散や汚れ防止、近隣からの苦情を防ぐ観点から、プラスチックシート等による養生をお願いしています。

●ディスクグラインダー（サンダー）等の電動工具を用いた工法の場合

電動工具を使用する場合、湿潤化に加え、隔離養生（6面養生）が必要となります。

ただし、以下3点の要件をすべて満たしたディスクグラインダーを使用する場合は、湿潤化・隔離養生と同等以上の効果がある工法として、湿潤化と隔離養生の義務付けはありません。

- ①集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ②集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ③当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm³（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること

こういった集じん機能がある電動工具等で仕上塗材の除去を行う場合も、川崎市では飛散や汚れ防止、近隣からの苦情といった観点から、できる限りプラスチックシート等による養生をお願いしています。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の3の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.196-212

Q4-16. 石綿含有仕上塗材を母材ごと取り外す工法で除去してよいか。

【A4-16】

大気汚染防止法で規定されている作業基準（湿潤化、隔離養生）を満たしているのであれば可能ですが、川崎市では、できる限り剥離剤を用いた工法、もしくはディスクグラインダー（サンダー）を用いた工法を推奨しています。詳細な施工方法については『建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル』をご参照ください。

関係法令・参考：大気汚染防止法施行規則 別表第7の3の項

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル P.210-211